



Press Release

厚生労働省長崎労働局発表
平成25年9月20日(金)
午後3時解禁

長崎労働局労働基準部賃金室
賃金室長 田中 謙吉
室長補佐 松本 一喜
電話 095 - 801 - 0033 内線 308

平成25年度長崎県最低賃金が改正されました

「時間額664円」

長崎県最低賃金については、長崎地方最低賃金審議会(会長 深浦厚之)における審議の結果、「現行時間額653円を11円引き上げ、1時間664円とする。」との答申がなされました。この答申を受けて、異議申出の公示などの諸手続きを経た上で、長崎労働局長(小鹿昌也)により、**長崎県最低賃金は「1時間664円」と改正決定**されました。

これより30日間の官報公示期間を経た上で「平成25年10月20日(日曜日)」から効力が発生します。

長崎労働局においては、県下の各労働基準監督署と共に、最低賃金の周知徹底に努めると共に関係機関等に協力をいただきながら周知を図っていきます。

長崎県最低賃金額及び引上げ率

年 度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
効力発生日	H22.11.4	H23.10.12	H24.10.24	H25.10.20
最低賃金額	642円	646円	653円	664円
引上率	2.07	0.62	1.08	1.68